

第十八号議案

江戸川区育成室条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区育成室条例の一部を改正する条例

江戸川区育成室条例（平成二十三年七月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）に規定する児童デイサービス」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第二項に規定する児童発達支援」に改める。

第四条中「法第十九条第一項に規定する支給決定」を「法第二十一条の五の五に規定する通所給付決定」に、「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」を「法」に改める。

第六条中「法第二十九条第三項」を「法第二十一条の五の三第二項第一号」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（説明）

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。